

長井市監査委員告示第10号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和5年2月27日

長井市監査委員 飯澤 常雄

長井市監査委員 蒲生 光男

記

- 1 監査の範囲 令和4年度（令和4年4月～令和5年1月）の一般会計にかかると財務事務及び関連事務の執行状況

- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和5年2月27日（月）	福祉あんしん課 商工振興課

- 3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められたが、福祉あんしん課については、起案文書の決裁区分において、決裁権者の誤りが見受けられるので、契約金額や補助金交付額の捉え方を整理し、決裁規程に準拠した決裁を受けるよう留意を求めた。